



第1条（目的）

本条件は、対象ソフトウェアの保守サービス（以下「本サービス」といいます）の内容・提供条件等について定めるものです。サイバネットシステム株式会社（以下「サイバネット」といいます）は、本条件に従ってお客様に本サービスを提供します。

第2条（定義）

本条件で使用する用語の定義は、本条件に別段の定めがない限り、次の各号の定めに従います。

(1) 対象ソフトウェア

お客様が使用を許諾された STEM コンピューティング・プラットフォーム「Maple」およびシステムレベルモデリング&シミュレーション「MapleSim」をいい、両ソフトウェアとともに使用されるライブラリ、ツールボックス、コネクタその他の周辺ソフトウェアを含みます。

(2) 開発元会社

対象ソフトウェアを開発した会社であって、カナダ Waterloo Maple Inc.をいいます。

(3) 使用許諾契約

開発元会社が対象ソフトウェアの使用条件その他について定めた契約であって、開発元会社とお客様との間で締結されるものをいいます。

(4) バージョンアップ版

開発元会社がリリースする対象ソフトウェアの新たなバージョンをいいます。なお、前バージョンとの同一性が失われるほど多数の修正と改善を含む場合や前バージョンに全く存在しない新たな機能追加が行われる場合は、開発元会社の判断により、バージョンアップ版ではなく、別製品としてリリースされることがあります。

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、以下の内容から構成されます。

(1) バージョンアップ版の提供

開発元会社よりバージョンアップ版がリリースされた場合にこれを提供します。

(2) 技術サポートの提供

対象ソフトウェアのインストールおよび機能に関する技術的な問い合わせに対して、適切なソリューションを提案します。

(3) オプション製品の購入権付与

対象ソフトウェアのオプション製品を購入することができます。

第4条（バージョンアップ版の提供）

開発元会社よりバージョンアップ版がリリースされた場合、サイバネットは、これをお客様に送付します。

- バージョンアップ版は、現状のまま何らの保証も伴わず提供されます。バージョンアップ版の使用条件等に関しては、使用許諾契約の定めが適用されます。

第5条（技術サポートの依頼）

お客様は、対象ソフトウェアに関する以下の事項に関して、サイバネットに技術サポート

の依頼をすることができます。

- (1) 対象ソフトウェアのインストールおよびライセンス設定に関する事項
- (2) 対象ソフトウェアの不具合に関する事項
- (3) 対象ソフトウェアの基本的な操作方法に関する事項
- (4) 対象ソフトウェアの運用・活用方法に関する事項

2. 前項に関わらず、以下の事項は技術サポートの対象外とします。

- (1) 一般的な数学の用語や理論に関する事項
- (2) お客様固有の目的を達成するためのデータやプログラムの開発・解析・修正・デバッグ等に関する事項
- (3) サードパーティ製品など対象ソフトウェア以外の製品に関する事項
- (4) 前各号のほか、合理的理由によりサイバネットが技術サポートの対象外と判断する事項

3. 技術サポートの依頼が可能な対象ソフトウェアは、依頼時における最新バージョンおよび最新バージョンから2つ前のメジャーバージョン（最新バージョンを含めて3バージョン）に限られます。

4. 技術サポートの依頼は、[別表]の定めに従って行うものとします。

第6条（技術サポートの提供）

サイバネットは、お客様が技術サポートの依頼を行う契機となったトラブルの解決を約束するものではありません。また、以下の場合には技術サポートの提供範囲外とします。

- (1) 本サービス料金の支払遅滞などお客様による本条件違反が生じている場合
- (2) 対象ソフトウェアが使用許諾契約違反の状態で使用されている場合
- (3) 使用許諾契約に基づくことなく対象ソフトウェアに修補・修正・改変が行われた場合
または開発元会社・サイバネット以外の者によって修補・修正・変更が行われた場合
- (4) 対象ソフトウェアが所定の動作環境下で使用されていない場合
- (5) 対象ソフトウェアがインストールされているハードウェアの動作不良、当該ハードウェアの変更または設置場所変更によりトラブルが生じている場合
- (6) 対象ソフトウェアに生じたトラブルが天災など不可抗力により生じた場合
- (7) 前各号のほか、合理的理由によりサイバネットが技術サポートの提供範囲外と判断する場合

2. お客様は、サイバネットに技術サポートを依頼する場合、対象ソフトウェアの使用環境に関する説明、データファイルの提供など必要な協力を行うものとします。必要な協力が適切に行われた場合、サイバネットは合理的期間内に技術サポートを提供します。

第7条（提供期間および支払い）

お客様は、対象ソフトウェアの使用許諾開始日から1年間（以下「契約初年度」といいます）、無償で本サービスの提供を受けることができます。使用許諾契約に期間の定めがある場合は、当該期間中に限りです。

2. サイバネットは、契約初年度満了の60日前までに本サービスの提供期間更新に関する通知書をお客様に送付します。お客様が契約初年度満了以降も本サービスの提供を希望する場合は、当該通知に従って所定の料金をサイバネットに支払うものとします。本サービスの提供期間が更新された場合、当該更新部分は本条件の一部を構成することを確認します。

3. 本サービス提供期間が更新されぬまま終了し事後にお客様が本サービスの提供を再び希望する場合、本サービス提供期間満了日の翌日から保守サービスの再提供開始日までの期間に相当する再加入料金の支払いが必要となります。
4. 本条第2項および第3項は、使用許諾契約に期間の定めがある場合には適用されません。

第8条（本条件にないサービス）

お客様が本条件に定めのないサービスを希望する場合は、サイバネット所定の料金を支払うことにより、これを受けられる場合があります。

第9条（相談内容の保持）

サイバネットは、技術サポートの提供によって知り得たお客様の相談内容（相談の事実も含みます）を第三者に開示しません。但し、開発元会社に対しては、技術サポートの提供に必要な範囲内で開示できるものとします。

2. サイバネットは、技術サポートの提供に際して、お客様固有の技術情報その他の秘密情報（以下「秘密情報」といいます）の提供は受けないものとします。但し、秘密情報なしでは技術サポートの提供が不可能な場合は、別途お客様との間で秘密情報の授受の前に秘密保持契約を締結したうえで、これを行うことができます。

第10条（再委託）

サイバネットは、お客様の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することはありません。但し、本サービスの提供に必要な範囲内で開発元会社に対しては再委託できるものとします。

第11条（権利・義務の譲渡禁止）

お客様およびサイバネットは、相手方の事前の書面による同意がない限り、本条件に基づく権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

第12条（損害賠償）

本サービスに起因する損害賠償責任は、本条件違反を直接の原因として相手方に現実に生じた通常の損害にのみ生じ、本サービス料金相当額を上限とします。但し、当該本条件違反が故意・重過失をもってなされた場合はこの限りではありません。

第13条（解除等）

お客様は、いつでも3ヶ月以上の予告期間をもってその旨書面でサイバネットに通知することにより、本サービスを終了させることができます。

2. お客様およびサイバネットは、相手方が次の各号の一に該当した場合、催告その他の手続きを要することなく、直ちに本サービスを終了することができます。
 - (1) 破産、会社更生、特別清算もしくは民事再生の手続きをなし、または第三者からこれらの申立てを受けたとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき
 - (3) 債務超過・支払不能に陥ったときまたは不渡手形処分を受けたとき、その他信用不安事由が生じたとき
 - (4) 営業停止または営業の取消処分を受けたとき

(5) 本条件に違反し、書面により催告されたにもかかわらず催告後 30 日以内に当該違反を是正しないとき

(6) 前各号に準ずる重要な事由が発生したとき

3. お客様が対象ソフトウェアの使用権を喪失した場合、本サービスの提供期間満了前であっても、本サービスは自動的に終了するものとします。

第14条（本サービス終了後の措置）

本サービスが終了した場合、本サービスの提供期間が残存していたとしても、サイバネットは残存期間分に相当する本サービス料金の返還をしません。本サービス料金の支払いが未了のとき、お客様は本サービス料金の全額をただちにサイバネットに支払うものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの終了がサイバネットの帰責事由を原因として生じた場合、前項は適用されないものとします。

第15条（不可抗力）

天変地異、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線の事故等の不可抗力による本サービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能については、サイバネットは責任を負いません。

第16条（疑義等）

本条件の定めと使用許諾契約の定めとが矛盾・抵触する場合は、本条件の定めを優先適用します。本条件の解釈に関する疑義または定めのない事項については、使用許諾契約の趣旨に則って、お客様とサイバネットとで協議のうえ解決を図るものとします。お客様とサイバネットによる誠意ある協議によっても疑義が解決できない場合は訴訟によるものとし、その場合は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（準拠法）

本条件の準拠法は日本法とします。

第18条（本条件の変更等）

サイバネットは、必要に応じて本条件を変更することがあります。この場合は、変更後の本条件の定めが適用されます。

2. サイバネットは、本条件を変更する場合、お客様に対する個別の通知に代えて変更後の本条件を以下の当社ウェブサイトに掲示します。

<http://www.cybernet.co.jp/maple/support/maintenance.html>

〒101 - 0022 東京都千代田区神田練堀町 3 番地 富士ソフトビル

サイバネットシステム株式会社

【別表】技術サポートの依頼方法等（第5条第4項）

(1) 依頼方法	インターネット、電子メール
(2) 受付時間	平日 9 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 30 ※ 土日祝日、年末年始その他サイバネットの定める休日を除きます。
(3) 依頼先	http://www.cybernet.co.jp/maple/support/tech_support.html をご覧下さい。

以上